

⇨ 大工が自宅を増築した場合

Q : 私は大工をしています。今年息子が結婚することになり、仕事の合間に自宅を増築しました。このような場合、私の労賃や木材等の材料費は、私の事業所得の総収入金額に含めなければならないのでしょうか？

A : 材料費については総収入金額に含める必要がありますが、労賃については含める必要はありません。

【解説】

事業用の棚卸資産を家事のために消費した場合には、所得税法上、その消費した時におけるその棚卸資産の価額を事業所得の総収入金額に含めなければなりません。したがって、あなたが自宅を増築するために使用した木材等の材料費については、その木材の通常の販売価額（通常の販売価格の70%相当額と仕入価額のいずれか多い金額を売上として帳簿に記載しているときはその金額でも可）を売上代金として、あなたの事業所得の計算上総収入金額に算入する必要があります。

一方、大工、左官、クリーニング業者、理髪業者等が自己又は扶養親族等に提供した用役については、上記のような販売を目的とする棚卸資産には該当しません。したがって、あなたの自宅の増築に要したあなたの労賃相当額については、あなたの事業所得の計算上総収入金額に算入する必要はありません。

ちなみに、弟子に手伝ってもらったことにより支払った労賃相当額については、家事上の経費に該当するため、あなたの事業所得の計算上必要経費に算入することはできません。

